

改正案	現行
<p>(変成器付電気計器検査に係る手数料の額)</p> <p>第三条 法第五十八条第一項第三号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、変成器付電気計器検査に係る電気計器(施行令第六条で定める特定計量器をいう。以下同じ。)に应ずる別表第二に掲げる金額(同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器(二以上の電気計器が構造上一体となっているものを含む。以下この項において同じ。))について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、それぞれの電気計器に应ずる別表第二に掲げる金額の合算額(二以上の電気計器が構造上一体となつている場合にあつては、同表の備考に規定するところにより算定した額)の六割の額(以下この項において「電気計器に係る額」という。)と、その電気計器とともに使用する変成器に应ずる別表第五に掲げる金額との合算額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、電気計器に係る額と四百二十円(同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、四百二十円に電気計器の数を乗じて得た額(複合電気計器</p>	<p>(変成器付電気計器検査に係る手数料の額)</p> <p>第三条 法第五十八条第一項第三号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、変成器付電気計器検査に係る電気計器(施行令第六条で定める特定計量器をいう。以下同じ。)に应ずる別表第二に掲げる金額(同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器(二以上の電気計器が構造上一体となっているものを含む。以下この項において同じ。))について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、それぞれの電気計器に应ずる別表第二に掲げる金額の合算額(二以上の電気計器が構造上一体となつている場合にあつては、同表の備考に規定するところにより算定した額)の六割の額(以下この項において「電気計器に係る額」という。)と、その電気計器とともに使用する変成器に应ずる別表第五に掲げる金額との合算額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、電気計器に係る額と九百七十円(同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、九百七十円に電気計器の数を乗じて得た額(複合電気計器</p>

(二)以上の電気計器が構造上一体となつてゐるもののうち、同種の電気計器を二以上含むものであつて、当該同種の電気計器が同一の検出部及び中央処理装置を有するものをいう。以下同じ。)にあつては、電気計器の種類ごとに、四百二十円と同種の電気計器が一増すごとに十円を合算して得た額の合算額)。次項において同じ。)との合算額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の電気計器について検定と変成器付電気計器検査とを同時に受けようとする者が変成器付電気計器検査について納付しなければならぬ手数料の額は、その電気計器とともに使用する変成器に應ずる別表第五に掲げる金額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合には、四百二十円とする。

別表第二(第二条、第三条関係)

特 定 計 量 器	一個についての金額
一〇七 (略)	(略)
八 電力量計 イ・ロ (略) ハ イに掲げるもの以外の交流 用の電力量計(当該電力量計)	(略)

(二)以上の電気計器が構造上一体となつてゐるもののうち、同種の電気計器を二以上含むものであつて、当該同種の電気計器が同一の検出部及び中央処理装置を有するものをいう。以下同じ。)にあつては、電気計器の種類ごとに、九百七十円と同種の電気計器が一増すごとに十円を合算して得た額の合算額)。次項において同じ。)との合算額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の電気計器について検定と変成器付電気計器検査とを同時に受けようとする者が変成器付電気計器検査について納付しなければならぬ手数料の額は、その電気計器とともに使用する変成器に應ずる別表第五に掲げる金額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合には、九百七十円とする。

別表第二(第二条、第三条関係)

特 定 計 量 器	一個についての金額
一〇七 (略)	(略)
八 電力量計 イ・ロ (略) ハ イに掲げるもの以外の交流 用の電力量計(当該電力量計)	(略)

備考 (略)	九十三 (略)	<p>により計量した電力量の情報 を電磁的方式により送信する 機能を有する装置を有するも のに限る。)</p> <p>(1) 定格電流が三十アンペア 以下のもの</p> <p>(2) 定格電流が百アンペア以 下のもの</p> <p>(ii)(i) 単相三線式のもの (i) に掲げるもの以外の もの</p> <p>(3) 定格電流が百五十アンペ ア以下のもの</p> <p>(ii)(i) 単相三線式のもの (i) に掲げるもの以外の もの</p> <p>(4) 定格電流が百五十アンペ アを超えるもの</p> <p>(ii)(i) 単相三線式のもの (i) に掲げるもの以外の もの</p>	(略)	<p>百八十円</p> <p>百八十円 二百円</p> <p>二百九十円 三百二十円</p> <p>八百六十円 八百九十円</p>
	(略)	(略)		

備考 (略)	九十三 (略)	<p>により計量した電力量の情報 を電磁的方式により送信する 機能を有する装置を有するも のに限る。)</p> <p>(1) 定格電流が三十アンペア 以下のもの</p> <p>(2) 定格電流が百アンペア以 下のもの</p> <p>(ii)(i) 単相三線式のもの (i) に掲げるもの以外の もの</p> <p>(3) 定格電流が百五十アンペ ア以下のもの</p> <p>(ii)(i) 単相三線式のもの (i) に掲げるもの以外の もの</p> <p>(4) 定格電流が百五十アンペ アを超えるもの</p> <p>(ii)(i) 単相三線式のもの (i) に掲げるもの以外の もの</p>	(略)	<p>百九十円</p> <p>百九十円 二百二十円</p> <p>三百四十円 三百十円</p> <p>九百二十円 九百五十円</p>
	(略)	(略)		

別表第四（第二条、第四条関係）

十一 無効電力量計	十 電力量計 イ 定格電流が五アンペアのもの ロ イに掲げるもの以外のもの	九 最大需要電力計	六〇八 (略)	ホ (略)	五 体積計 イ〇ハ (略) ニ ガスメーター (1) 表示機構が電気式のもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	一〇四 (略)	特 定 計 量 器	一件についての金額
百七十二万円	百七十二万円 百四十八万六千七百円	百七十二万円	(略)	(略)	(略) 五十二万三千六百円 三十一万五百円	(略)		

別表第四（第二条、第四条関係）

十一 無効電力量計	十 電力量計 イ 定格電流が五アンペアのもの ロ イに掲げるもの以外のもの	九 最大需要電力計	六〇八 (略)	ホ (略)	五 体積計 イ〇ハ (略) ニ ガスメーター (1) 表示機構が電気式のもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	一〇四 (略)	特 定 計 量 器	一件についての金額
四十三万円	四十三万円 三十七万七千七百円	四十三万円	(略)	(略)	(略) 四十五万八千三百円 三十二万八千円	(略)		

備考 (略)	十二 〜 十六 (略)
	(略)

備考 (略)	十二 〜 十六 (略)
	(略)